

第 9 4 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「あつて」を「あつて」に、「及び災害派遣手当」を「、災害派遣手当」に改め、「含む。）」の次に「及び義務教育等教員特別手当」を加える。

第 2 5 条の見出し中「育児休業」を「育児休業等」に改め、同条第 1 項中「第 6 条第 1 項」の次に「又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 2 5 号）第 3 条第 1 項」を加える。

第 2 6 条第 1 項中「なつた」を「なった」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 教育公務員特例法第 1 4 条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの 1 0 0 分の 1 0 0

第 2 6 条第 2 項中「なつた」を「なった」に、「及び育児休業法」を「、育児休業法」に改め、「いう。）」の次に「及び教育公務員特例法第 2 6 条第 1 項の規定による大学院修学休業中の職員」を加え、「又は育児休業」を「、育児休業又は大学院修学休業」に改める。

第 3 2 条の次に次の 1 条を加える。

（義務教育等教員特別手当）

第 3 2 条の 2 教育公務員特例法第 1 3 条第 2 項第 2 号に掲げる職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4, 6 1 0 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。

3 前 2 項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例第 3 2 条の 2 第 2 項の規定を適用する。

（提案理由）

職員の職務名に保育教諭が追加されたことに伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。